

鳴門市移動支援事業個別支援型実施要綱

(目的及び趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条の規定及び鳴門市地域生活支援事業実施要綱（平成 30 年 7 月 1 日施行。以下「実施要綱」という。）に基づき、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促し、生活圏の拡大を図るための移動支援事業個別支援型（以下「移動支援事業」という。）の実施に伴う必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 移動支援事業の対象者は、障がい者・児であって、鳴門市が外出時に支援が必要と認めた次の者とする。

- (1) 屋外での移動に著しい制限のある全身性障がい者・児、知的障がい者・児であって、重度訪問介護、行動援護受給者でない者。なお、全身性障がい者・児にあっては、肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級に該当するものであって両上肢及び両下肢の機能の障がいの有する者またはこれに準ずると鳴門市が認めた者。
- (2) 一人で外出に困難のある精神障がい者であって、行動援護受給者でない者。
- (3) 保護者が疾病等のため、通学の手段が他にない場合であって、単独で通学することが困難である行動援護受給者の障がい児。

(支給量)

第 3 条 1 ヶ月あたりの支給量は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号及び第 2 号に該当する支給決定者は、30 時間以内とする。
 - (2) 前条第 3 号に該当する支給決定者は、4 回以内とする。
- 2 前項第 1 号の規定にかかわらず、前条第 1 号及び第 2 号に該当する支給決定者のうち保護者が疾病等のため、通学の手段が他にない場合であって、単独で通学することが困難である場合にかぎり、30 時間以内の支給量とは別に 4 回

以内の支給量を認めることとする。

(事業内容)

第4条 移動支援事業を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。また、介護給付等で利用できるサービスは対象外とする。)

(支給決定期間)

第5条 支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。

2 支給決定を行った日が月の初日である場合は、前項の規定にかかわらず1年間とする。

(申請等手続)

第6条 移動支援事業の申請、支給決定、利用者証の交付その他の手続については、規則第3条から第7条までに定めるところによる。

2 保護者が疾病等のため、通学の手段が他にない場合であって、単独で通学することが困難である場合は、地域生活支援事業(移動支援事業個別支援型通学支給)申請書(様式第1号)により申請するものとする。

(移動支援事業者との業務契約条件)

第7条 移動支援事業を行うことができる事業者は、鳴門市との間で業務契約を締結した事業者で、業務契約条件は次の条件によるものとする。

- (1) 法における介護給付居宅介護(ホームヘルプ)事業所の徳島県の事業所指定を取得していること。
- (2) 移動支援事業の提供に当たる従業者の要件は、次の研修の課程を終了し、研修を終了した旨の証明書の交付を受けた者

して地域生活支援事業利用者証を提示しなければならない。

- 2 利用者は、移動支援事業を利用する場合に、移動支援事業者に対し当該負担額を支払わなければならない。

(支給決定者と事業者の契約等)

第 12 条 移動支援事業者は支給決定者と移動支援事業の提供に係る契約を行うこと。移動支援事業者は移動支援事業を提供するときは、契約支給量その他の必要な事項を利用者の地域生活支援事業利用者証に記載しなければならない。また、移動支援事業者は移動支援事業の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項を市長に対し遅滞なく報告書により提出しなければならない。なお、契約等に係るその他関連事項は介護給付の取り扱いに準ずる。

(補則)

第 13 条 この要綱で定めるもののほか、移動支援事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。なお業務契約締結協議及び業務契約は施行日以前より行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。なお委託契約締結協議及び委託契約は施行日以前より行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。なお委託契約締結協議及び委託契約は施行日以前より行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。なお委託契約締結協議及び委託契約は施行日以前より行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。